（権限の委任）

第三十二条　法第六十五条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第四十三条第一項（法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限

二～七　（略）

（検疫法施行規則の一部改正）

第二条　検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（検疫前の通報事項）	（検疫前の通報事項）
第一条の二　法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。ただし、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）が、国内における国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する上で必要がないと認めるときは、第六号から第八号までに掲げる事項の全部又は一部を通報することを要しない。	**第一条の二**　法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　乗組員の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び職種	（新設）
七　乗客の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び乗込地名	（新設）
八　その他検疫のために必要な情報	（新設）
（電子情報処理組織の使用）	（電子情報処理組織の使用）
第一条の三　検疫所長は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行おうとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。	**第一条の三**　検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行おうとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　（略）	2　（略）
（協定に定める事項）	（新設）
第八条の二　法第二十三条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、医療機関（法第十五条第一項各号、第十六条第一項本文、同条第二項、第三十四条の三第一項本文又は第三十四条の四第一項本文に規定する医療機関をいう。）が行う医療の内容、法第十四条第一項第一号又は第二号に規定する措置に係る入院の委託に係る費用の額の算定方法、退院に関する事項、協定の有効期間その他検疫所長が必要と認める事項とする。	（新設）
（ねずみ族駆除施行命令書の様式）	（ねずみ族駆除施行命令書の様式）
第八条の三　（略）	**第八条の二**　（略）